

## 7 環境影響評価手続きの内容

### 7. 1 環境影響評価手続きの状況

本事業に係る環境影響評価の手続きの状況は表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 環境影響評価の手続きの経過

項 目	提出年月日
環境影響評価調査計画書の提出	平成 13 年 10 月 18 日
環境影響評価調査計画書に係る見解書の提出	平成 14 年 4 月 16 日
環境影響評価書案の提出	平成 15 年 1 月 21 日
環境影響評価書案に係る見解書の提出	平成 15 年 7 月 14 日
環境影響評価書の提出	平成 16 年 4 月 20 日
着工届	平成 21 年 2 月 12 日
事後調査計画書の提出	平成 21 年 2 月 12 日
変更届	平成 25 年 3 月 28 日
事後調査報告書の提出（工事の施行中その 1）	平成 27 年 3 月 17 日
事後調査報告書の提出（工事の施行中その 2）	平成 29 年 6 月 30 日
変更届	平成 30 年 3 月 29 日
事後調査報告書の提出（工事の施行中その 3）	令和 2 年 3 月 12 日

### 7. 2 許認可の状況

本事業に係る許認可の状況は表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 許認可の経過

許認可等	根拠法令	許認可年月日
都市計画法事業認可	都市計画法第 59 条第 2 項	平成 17 年 12 月 20 日
都市計画法事業変更	都市計画法第 63 条第 1 項	平成 25 年 3 月 28 日
史跡の現状変更許可	文化財保護法第 125 条第 1 項	平成 26 年 6 月 20 日
都市計画法事業変更	都市計画法第 63 条第 1 項	平成 30 年 3 月 29 日
都市計画法事業変更	都市計画法第 63 条第 1 項	令和 3 年 2 月 8 日

## 8 事後調査報告書の提出時期

### 8. 1 事後調査報告書の提出について

事業計画の変更にあわせて、事後調査報告書の提出時期について、表 8. 1-1(1)、(2)に示すとおり、見直しを行った。



表 8.1-1(2) 事後調査工程表【変更前】

種 別			年度(和暦)		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和12年度		令和13年度																																									
			四半期				I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV																																				
行為・要因	道路工事	一般部	—————																																																																											
		橋梁部	モデル工事																																																																											
大気汚染	大気質の状況																																		□□□□→				□□□□→																																							
	気象の状況																																		□□□□→				□□□□→																																							
	交通量の状況																																		□□□□→				□□□□→																																							
	環境保全のための措置																																		△→				△→				△→				△→																															
騒音・振動	騒音	建設作業騒音																																	△→				△→				△→																																			
		道路交通騒音																																	△→				△→				△→																																			
	振動	交通量の状況																																	△→				△→				△→																																			
		環境保全のための措置																																	△→				△→				△→				△→																															
水循環	地下水の水位、流況																																		△→				△→				△→																																			
	環境保全のための措置																																		△→				△→				△→																																			
生物・生態系	植物																																		△→				△→				△→																																			
	動物																																		△→				△→				△→																																			
	水生生物																																		△→				△→				△→																																			
	環境保全のための措置		△→																△→				△→				△→																																																			
景観	地域景観の特性の変化																																		△→				△→				△→																																			
	代表的な眺望地点からの眺望の変化																																		△→				△→				△→																																			
	環境保全のための措置																																		△→				△→				△→				△→																															
史跡・文化財	玉川上水に与える影響																																		△→				△→				△→																																			
	環境保全のための措置																																		△→				△→				△→				△→																															
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場の状況																																		△→				△→				△→																																			
	環境保全のための措置																																		△→				△→				△→				△→																															
廃棄物	廃棄物、建設発生土の排出量																																		△→				△→				△→				△→																															
	環境保全のための措置																																		△→				△→				△→				△→																															
事後調査報告書の提出時期																																																																														

注) △：工事の施行中 □：工事の完了後

1. -----：期間中の適切な時期に調査を実施する。
2. 廃棄物は、工事期間の総量を予測しているため、「工事の施行中その1、その2、その3」は途中経過として報告する。
3. 相談窓口において受け付けた相談・苦情等については、項目別に件数、苦情及びその対応内容についてまとめ、事後調査報告書の各提出時期に併せて報告する。